# 経営事項審査の申請をした都知事許可の建設業者の方へ (経営事項審査の改正に伴う再審査の申請について)

平成26年10月31日に経営事項審査申請の審査基準の改正が行われ、<u>平成27年4月1日から、新しい経営事項審査制度(以下「新経審」といいます。)が施行されます。</u>これに伴い、東京都では、経営事項審査の再審査の申請を受け付けます。概要は次のとおりです。

### 1 評価項目の変更点

## (1)「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」について(3ページ参照)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、発注者が、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況を審査・評価するよう努めることとされたことに伴い、経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」が追加されました。

- ① 項番 5 9 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」 審査基準日現在に満 3 5 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 1 5 %以上の場合、W点が加点(1点)されます。
- ② 項番60 「新規若年技術職員の育成及び確保」 新たに技術職員名簿に記載された審査基準日現在に満35歳未満の技術職員数が技術職員名 簿全体の1%以上の場合、W点が加点(1点)されます。
- <u>※これに伴い、「その他の審査項目(社会性)」及び「技術職員名簿」の様式に変更がありました</u> のでご注意ください。

#### (2)技術職員の資格区分の変更について(4ページ参照)

職業能力開発促進法による技能検定のうち、「型枠施工」及び「建築板金 (ダクト板金作業)」の 試験合格者について、有資格区分コードが新設されました。

#### <従来の区分>

業種	資格区分	加点対象	評価
コード	貝竹匹刀	業種	点
173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)	とび	2
273	" (2級)	20,	1
184	板金「建築板金作業」・ <u>建築板金</u> ・板金工「建築板金作業」(1級)	屋根	2
284	" (2級)	板金	1

#### <新区分>

業種	   資格区分	加点対象	評価
コード	真俗 <u>色</u> 刀	業種	点
173	とび・とび工・コンクリート圧送施工(1級)	とび	2
273	" (2級) ※	20,	1
1 6 4	型枠施工(1級)	とび	2
2 6 4	" (2級)※	大工	1

184	板金「建築板金作業」・ <u>建築板金「内外装板金作業」</u> ・板金工「建築板 金作業」(1級)	屋根板金	2
284	" (2級) ※	/火金	1
170	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	屋根·	2
270	" (2級) ※	板金・管	1

※なお、2級については試験合格後、3年間の実務経験が必要です。

## (3)「建設機械の保有状況」について加点対象機械の範囲拡大 (4ページ参照)

「建設機械の保有状況」について、「モーターグレーダー」、「大型ダンプ車」、「移動式クレーン」が加点対象となりました(1 台あたりW点が 1 点加点。最大 1 5 点)。

種 類	範囲	根拠法令
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	建設機械抵当法
大型自動車 (大型ダンプ車)	土砂等を運搬する大型自動車のうち最大積載容量が5トン以上または車両総重量が8トンを超えるもの事業の種類として建設業を届け出、かつ表示番号の指定を受けているもの	の防止等に関する特別
移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン	労働安全衛生法施行令

## 2 申請ができる建設業者の方

再審査申請時点において、既に改正前の経営事項審査制度(以下「旧経審」といいます。)による 結果通知書が有効期限内にあり(※)、かつ、建設業の許可を有している建設業者で、再審査を希望 する方

※ 再審査を受けようとする日の1年7か月前の日以降を審査基準日(決算日)とし、既に、旧経 審による経営事項審査結果通知書の交付を受けている建設業者(例:平成27年7月1日に再審 査の申請をすることができるのは、平成25年12月以降の決算日で結果通知書を受けている方)

入札に際して新経審での申請が必要かどうかは、発注者(国、地方公共団体等)にお尋ねください。なお、東京都の建設工事等競争入札参加資格については、財務局経理部契約第一課にお尋ねください。

### 3 再審査期間及び日時

平成27年4月6日(月)から同年7月28日(火)までの期間のうち、水曜日を除く日で、 午後4時から受け付けます。(通常審査終了後に開始する予定です。午後4時45分までにはご来 場ください。)予約は不要です。

## 4 申請手数料

無料

#### 5 申請場所

都庁第二本庁舎20階北側(通常の審査と同様)

## 6 申請書類(提出書類)及び提示書類

<提出書類>

- (1) 新経審による「申請書」(正本・副本)
  - ・ 「その他の審査項目(社会性)」、「技術職員名簿」「建設機械の保有状況一覧表」に変更が ありました。それ以外の様式に変更はありません。
  - ・ 東京都都市整備局のホームページ(「**10 その他**」を参照)からダウンロード可能です。また、(一財)東京都弘済会 弘済会アシスト(都民広場地下南側 電話 03-5381-6335)で購入 も可能です。
- (2)「経営状況分析結果通知書」のコピー(再審査対象事業年度のもの)

### <提示書類>

- (1) <u>旧経審による「経営事項審査申請書の副本」(原本:再審査対象事業年度のもの)及び「経</u> 営事項審査結果通知書」(原本:再審査対象事業年度のもの)
- (2) 再審査対象項目に係る裏付け資料(「7 各審査項目の確認資料」を参照)

### 7 各審査項目の確認資料

(1) 項番59「若年技術職員の継続的な育成及び確保」について

この審査項目について「1. 該当あり」で申請する場合、申請書に次のように記載し、裏付け 資料を提示してください。

## <記載方法>

- 「技術職員名簿」
  - 審査基準日現在の満年齢を記載してください。
- ・「その他の審査項目(社会性)」

申請書の右側の欄に以下のとおり記載してください。

- ア「技術職員数 (A) → 技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数
- イ「若年技術職員数(B)」 → 審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数
- ウ「若年技術職員の割合 (B/A)」 → <u>イの人数÷アの人数×100(%)</u>を小数点以下第2 位以下の端数を切り捨てた数値

## <裏付け資料>

審査基準日現在満35歳未満の技術職員に係る以下のいずれかの資料

- ① 「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(原本)」
- ② ①の資料が無い場合は、「健康保険被保険者証(写し)」又は「雇用保険被保険者資格取

得確認通知書|

- ③ 健康保険・厚生年金いずれにも加入していない場合は「国民健康保険被保険者証(写し)」
- (2) 項番60 「新規若年技術職員の育成及び確保」について

この審査項目について「1. 該当あり」とする場合、申請書に次のように記載し裏付け資料を 提示してください。

### <記載方法>

· 「技術職員名簿」

新規で技術職員名簿に記載されたものについて、新規掲載者の欄に、○印を記入してください。 新規で旧経審を受けた場合は、全員に○印を記入してください。

- ・「その他の審査項目(社会性)」申請書の右側の欄に以下のとおり記載してください。
  - ア「技術職員数(A)」 → 技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数
  - エ「若年技術職員数(C)」 → 技術職員名簿において、「新規掲載者」欄に○がされ、審査基準 日において満35歳未満の技術職員の人数
  - オ「新規若年技術職員の割合 (C/A)」  $\rightarrow$  <u>エの人数÷アの人数×100(%)</u>を小数点以下第 2 位以下の端数を切り捨てた数値

#### <裏付け資料>

- 再審査対象事業年度の直前期の経営事項審査申請書の副本
- ※ 再審査対象事業年度の以前に経営事項審査を受けていない場合は裏付け資料は不要です。
  - (例) 再審査対象 → 審査基準日 平成26年10月31日

直前期 → 審査基準日 平成25年10月31日

(平成25年10月31日に経審を受けていない場合は、それ以前に経営事項審査を受けた時の申請書の副本を持参してください。)

(3)技術職員の資格区分コードについて

資格区分コードが新設された、「型枠施工」、建築板金「ダクト板金作業」について記載を追加する場合、次の資料を提示してください。

- ・資格の合格証
- ※ 建設業法改正に伴い追加された上記の資格以外の資格を追加することはできません。また、 経審を受ける業種を変更することはできません。
- (4) 建設機械の保有状況について

新しく「建設機械の保有状況一覧表」を作成し、追加された建設機械(移動式クレーン、大型 ダンプ車、モーターグレーダー)について次の資料を提示してください。

<提出資料>

「建設機械の保有状況一覧表」

<提示書類>

ア 契約書等 所有の場合 → (ア) 売買契約書

- (4) (7)がない場合は、注文書、申込書、譲渡証明書
- (ウ) (ア)も(イ)もない場合は、法人税確定申告書別表16及び償却 台帳

リースの場合 → (ア) リース契約書

(イ) (ア)がない場合は、リース契約の証明書

#### イ 確認資料

建設機械の種類	裏付資料(確認事項)
	○特定自主検査記録表(注)
モーターグレーダー	(審査基準日以前1年以内に点検を実施し、建設機械が正常に稼働するもの)
	○カタログ等
	○自動車検査証
大型ダンプ車	・有効期間に審査基準日を含むもの
	○カタログ等
	○製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証
移動式クレーン	・有効期間に審査基準日を含むもの
	○カタログ等

注 労働安全衛生法上、1年以内に1回の特定自主検査の受検が義務付けられているため、原則として 提示する必要がありますが、新品については、納入から1年以内に自主検査を受検すればいいので、 こちらに該当する場合については、提示は不要です。

## 8 申請書の作成方法

再審査の対象は改正項目のみですが、申請書にはすべての項目を記入してください。

(1) 様式「経営規模等評価再審査申立書」(作成に当たっては7・8ページを参照)

前回申請後に、所在地・電話番号・代表者等を変更した場合は、申請書に変更後の事項を記入 し、併せて該当する変更届出書の提示もお願いします。また、許可内容に変動があった場合(般・ 特新規・業種追加・廃業など)も変動に係る許可申請書、廃業届などの提示もお願いします。

(2) 様式「工事種類別完成工事高·工事種類別元請完成工事高」

再審査の対象項目ではありませんので、原則として、旧経審の申請書に記載されているものと 同様の数字等を記入してください。

- (3) 様式「その他の審査項目(社会性)」(作成に当たっては9ページも参照)
- (4) 様式「技術職員名簿」(作成に当たっては9ページも参照)

## 9 申請に関する注意事項

• 再審査を申請する必要性が低い場合は、再審査申請をせず、できる限り、通常の申請をお願いします。

- ・ 虚偽の申請をした場合は監督処分(営業停止ほか)の対象となります。
- 旧経審による経営事項審査結果通知書の回収はしません。
- ・ 審査を円滑に行うために、不足書類の有無・裏付け資料との整合性の有無等をご確認いただ くとともに、必要書類を事前に整理し、審査が開始したら、速やかに書類等の提出及び提示を お願いします。

## 10 その他

- ・ 東京都都市整備局のホームページに、改正内容や新様式の申請書類を掲載しております(検索サイトで「東京都都市整備局」と入力 局のHPが表示されたら、「各部別にみる」→「市街地建築部」→「経営事項審査」)。
- ・ このお知らせのほか、ホームページの記載事項を見ていただいたうえで、疑問や不明な点が あった場合は、お問い合わせください。なお、お問い合わせいただく場合は、なるべく、午前 9時から午前9時30分及び午後5時から午後5時45分の間か、水曜日にお願いします。

(お問い合わせ先) 東京都都市整備局市街地建築部 建設業課建設業指導係 電話 03-5321-1111 (代表) 内線 30-681、30-682



不要な箇所を二重線で消してください。

## 経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

月 平成 年 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。 建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この由語書及び添付書類の記載車項は 事実に相違ありません

この中明自及OMN11百岁	以の一般。子では、	ま、 事大に旧座のグよじル。	
<u>地方整備</u> 北海道開発	局長		
東京都	知事 殿	申請者	Ø
行政庁側記入欄	項番	請求年月日 土木事務所コード 整理番号 3 5 9 10 15 20 <u>—</u>	
申 請 年 月 日	0 1	平成 年 月 日 平成 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
申 請 時 の 許 可 番 号	0 2	大臣 コード       国土交通大臣 許可 (般 知事 許可 (特 一	日
前回の申請時の 許 可 番 号	0 3	大臣 コード B B I E S 通大臣 許可 (般 -	日
審 査 基 準 日	0 4	平成 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
申請等の区分	0 5	るご記入ください。 「4」を記入してください。 ○ 項番「04」(審査基準日)は、旧経審の審査基準	
処理の区分	0 6	日をご記入ください。 10 13	
資 本 金 額 又は出資総額	0 7	送人又は個人の別 (1. 法人) 10 法人又は個人の別 (1. 法人) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	
商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ	0 8		
商号又は名称	0 9		
		$\begin{bmatrix} 23 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 25 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 30 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 35 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 1 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 40 \\ 1 \end{bmatrix}$	
代表者又は個人の氏名の フ リ ガ ナ	1 0		
代表者又は 個人の氏名			
主たる営業所の所在地 市 区 町 村 コ ー ド	1 2		
主たる営業所の所在地	1 3		
		$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
郵 便 番 号	1 4	3 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清	
許可を受けている 建 設 業	1 5	3	
経営規模等評価等対象 建設業	1 6		

項番 3 5	審查対象
自己資本額 17, 17	, (千円) (1. 基準決算) 基準決算 2. 2 期平均
	直 前 の審査基準日
利 益 額 18 3, 5	,
	審査対象事業年度審査対象事業年度の前審査対象事業年度
	営業利益 (千円) 営業利益 (千円)
	滅価償却実施額 (千円) 減価償却実施額 (千円)
技術職員数 19 3 3 5 5 2 0 3 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	よる。 「審査結果の通知の年月日」の欄には、旧結
載された番号を記入してください。	
経営規模等評価の再審査の申立を行う者に 審 査 結 果 の	に記載すること。 知 番 号 審 査 結 果 の 通 の 年 月 日
第	平成年月日
	る事項 再審査を求める理由
平成27年4月1日施行の改正に係	る事項 制度改正のため
	「再審査を求める事項」及び「再審査 を求める理由」を記載してください。
連絡先	
所属等	氏名

ファックス番号

別紙三

## 項番 56、59、60 以外(下の×箇所)は、 旧経審と同様の数字を記入してください。



その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	項番 3 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無	4 2
厚生年金保険加入の有無	4 3 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
71-20 ML	4 4 4 [1. 有、2. 無]
<u> </u>	中略
研究開発費 (2期平均)	審査対象事業年度       (千円)       (千円)
建設機械の保有状況	
· · · · · · · · · · · · · · · ·	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
建設機械の所有及びリース台数	5 6 (台)
国際標準化機構が定めた規格	による登録の状況
ISO9001の登録の有無	5 7 🕅 [1. 有、2. 無 ]
ISO14001の登録の有無	5 8 (1. 有、2. 無 ) 新経審により、審査項目が追加されました。
若年の技術者及び技能労働者	
	3 技術職員数(A)若年技術職員数(B)若年技術職員の割合(B/A)
若年技術職員の継続的な育成及び確保	5 9 [1.該当、2.非該当] (人) (人) (%)
	新 規 若 年 技 術 職 員 数 ( C ) 新規若年技術職員の割合(C/A)
新規若年技術職員の育成及び確保	6 0 [1.該当、2.非該当] (人) (%)

## 技術職員名簿

別紙二

新規掲載者、審査基準日現在の満年齢、型枠施工及び建築板金「ダクト板金作業」の業種コード以外の箇所は 、旧 経 審 と 同様の 数 字 を 記 入 し て く だ さ い 。



技 術 職 員 名 簿 項 番 数 6 1 新経審で追加された項目 有資格 区分 コード 有資格 区分 コード 審査 業種 業種 監理技術者資格者証 交付番号 基準日 現在の 満年齢 通番 氏 名 生 年 月 日 日 6 2 1 日 6 2 2 須 **全** 3 日 6 2 日 2 4 6 5 須 日 6 2

## FAQ (よくある質問)

- 1 Q 旧経審の結果通知書が有効期限内(審査基準日から1年7か月以内)であれば、再審査を 申請することは可能ですか。
  - A 可能です。ただし、再審査申請書の申請日が結果通知書の有効期限内であることが前提となります。

なお有効期限内であっても、新たな審査基準日で申請することで支障がない場合は、新事業年度での申請(通常の申請)をお願いいたします。

- 2 Q 旧経審の結果通知書の有効期限内に東京都が新経審の申請書を受理していれば(東京都の 印が押印されていれば)、結果通知書がなくても、有効期限内は入札に参加できますか。
  - A 有効期限内に結果通知書の交付を受けていなければ入札に参加することはできません。
- 3 Q どのような場合に再審査を申請する必要がありますか。

A 発注者から、新経審での入札参加資格が求められ、入札参加の期限内に新たな審査基準日 (決算日)での申請が困難な場合(旧経審の結果通知書が有効期限内であることが必要です。)は再 審査が必要です。

なお、入札に際し、新経審での申請が必要かどうかについては、発注者(国、地方公共団体等の契約担当)にお尋ねください。

ただし、新たな審査基準日で申請することで支障がない場合は、新事業年度での申請(通常の申請)をお願いします。

<審査基準日別再審査申請 or 通常審査申請の判断目安(平成27年4月1日以降申請の場合)

## <審査基準日別再審査申請or通常審査申請の判断の目安(平成27年4月1日以降申請の場合)

審査基	準日	有効	期限	再審查or通常審查	備考					
年	月	年	月	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1佣名					
25	9	27	4	  特に再審査を受ける必要が						
	10		5	ない場合は、次の審査基準	再審査の申請日が有効					
	11		6	日での通常審査	の番笡基件   期間内でなるかな破割					
	12		7	ロでの通帯番直		この基準日で通常審 査は不可				
26	1		8			直は小り				
	2		9							
	3		10							
	4		11	有効期限内にもかかわら						
	5		12	ず、発注者が求める入札参						
	6	28	1	加の期限までに通常審査を						
	7		2	申請することができない場						
	8		3	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一						
	9		4	口は、丹田耳						
	10		5							
	11		6							
	12~		7~							

※ 審査基準日は、平成27年3月までに申請していることが前提(予定を含む。有効期限内の審査基準日が複数ある場合は直近のもの)

- 4 Q 改正項目以外の旧経審の評価に係る事項を訂正することは可能ですか。
  - A 改正項目以外の旧経審の評点については、審査基準日時点での必要な書類の確認等を行った上で、審査が完了しており、その結果を公表しております。したがって、改めて審査をする必要がなく、訂正することはできません。

ただし、旧経審申請後に、申請業種(振り替えている場合は、振替元の業種を含みます。)を廃業した場合は、廃業届(正本)を持参してください。あわせて、様式「工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高」については当該業種に係る数値等については、その他工事の欄に記入してください。当該業種が振替元業種となっている場合も、その分については、同様です。また、様式「技術職員名簿」については、当該業種に係る数値等は記入しないでください。その際に、技術職員数が減少する場合は、様式「経営規模等評価再審査申立書」の2枚目の項番19(技術職員数)の数値の修正もお願いします。



## その他の審査項目(社会性等)

労働福祉の状況	官 平
雇用保険加入の有無	項 番 3 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険加入の有無	4 2
厚生年金保険加入の有無	4 3 [1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1 1. 有、2. 無 ]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 [1. 有、2. 無]
建設業の営業継続の状況	3 5 初めて許可(登録)を受けた年月日 休業等期間 備考(組織変更等)
営業年数	4 7
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	3     再生手続又は更生手続開始決定日     再生計画又は更生計画認可日     再生手続又は更生手続終結決定日       4     8     [1. 有、2. 無]     平成     年     月     日     平成     年     月     日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	4 9 [1. 有、2. 無]
法令遵守の状況	3
営業停止処分の有無	5 0 1. 有、2. 無 ]
指示処分の有無	5 1 〔1. 有、2. 無〕
建設業の経理の状況	3
建設業の経理の状況 監査の受審状況	5   2   3   (1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 会計を与の設置、3. 会計を与の設置、3. 会計を与の設置、3. 会計を与の設置、4. 無
	5       2       3       (1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無         5       3       3       5       (人)
監査の受審状況	3 5
監査の受審状況 公認会計士等の数	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数	5 3 3
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数  研究開発の状況	5 3 3 3 0 5 0 (人)         5 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数  研究開発の状況  研究開発費(2期平均)	5 3 3 3 0 5 0 (人)         5 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況	5 3 3 3 5 (人)         5 4 3 5 (台)         5 6 3 5 (台)
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数	5 3 3 3 5 (人)         5 4 3 5 (台)         5 6 3 5 (台)
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数 国際標準化機構が定めた規格と	5 3 3 3 5 (人)         5 4 3 5 (人)         5 5 3 7 5 (人)         5 5 3 7 5 (全)         5 6 3 5 (全)         5 6 3 5 (全)         5 6 3 5 (全)
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数  研究開発の状況 研究開発費(2期平均)  建設機械の保有状況 建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数  国際標準化機構が定めた規格は ISO9001の登録の有無	5 3 3 (人) (人) (人) (大日) (本日) (本日) (本日) (本日) (本日) (本日) (本日) (本
監査の受審状況 公認会計士等の数 二級登録経理試験合格者の数 研究開発の状況 研究開発費(2期平均) 建設機械の保有状況 建設機械の保有状況 建設機械の所有及びリース台数 国際標準化機構が定めた規格 ISO9001の登録の有無 ISO14001の登録の有無	5 3 3

#### 記載要領

- 2  $\boxed{4}$   $\boxed{1}$  「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 4 2 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 4 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 4 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
  - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
  - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
  - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
  - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
  - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
  - (6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
  - (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 4 7 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 4 8 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の 決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は 「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 4 9 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正 化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締 結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11  $\boxed{5}$   $\boxed{0}$  「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 5 1 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 [5] ②「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「1」を、会計参与の設置を行つている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 5 3 「公認会計士等の数」及び 5 4 「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 15 [5] 「研究開発費 (2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 5 6 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンについて、台数の合計を記入すること。

- 17  $\boxed{5}$   $\boxed{7}$   $\boxed{1}$   $\boxed{S}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{0}$   $\boxed{1}$   $\boxed{$
- 18 **5 8** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 19 ⑤ ⑨「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には様式第18号の11別紙2の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値を百分率で表し、記載すること。
- 20 ⑥ ①「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、様式第18号の11別紙2の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

### (用紙A 4) 2 0 0 0 5

# 技 術 職 員 名 簿

頁

項番 3 5 g

通番	新規掲載者	氏 名	生 年	月日		審査 基準日 現在の 満年齢			業種 コード 3	有資格 区分 コード 5	講習受講	業種 コード 10	有資格 区分 コード	講習受講	監理技術者資格者証 交付番号
1			年	月	日		6	2							
2			年	月	日		6	2							
3			年	月	E		6	2							
4			年	月	日		6	2							
5			年	月	日		6	2							
6			年	月	日		6	2							
7			年	月	日		6	2							
8			年	月	日		6	2							
9			年	月	日		6	2							
10			年	月	日		6	2							
11			年	月	F		6	2							
12			年	月	日		6	2							
13			年	月	日		6	2							
14			年	月	日		6	2							
15			年	月	日		6	2							
16			年	月	日		6	2							
17			年	月	日		6	2							
18			年	月	日		6	2							
19			年	月	日		6	2							
20			年	月	日		6	2							
21			年	月	日		6	2							
22			年	月	日		6	2							
23			年	月	日		6	2							
24			年	月	日		6	2							
25			年	月	目		6	2							
26			年	月	F		6	2							
27			年	月	目		6	2							
28			年	月	目		6	2			Ш				
29			年	月	目		6	2			Ш				
30			年	月	目		6	2							

#### 記載要領

- 1 この名簿は、① 4 「審査基準日」に記入した日(以下「審査基準日」という。)において在籍する技術職員(第1 8条の3第2項第1号又は第2号に該当する者。以下同じ。)に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は2までとする。
- 2 □ □ □ □で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。
- 3 **6 1** 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が 3 枚目であれば**0 0 3**、12 枚目であれば**0 1 2** のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード		建調	投業の和		コード		建設	業の	種類		コード			建設	業の	種類			
01	土	木	工	事	業	11	鋼	構造	物	工事	業	21	熱	絶	縁		I.	事	業
02	建	築	工	事	業	12	鉄	筋	I.	事	業	22	電	気	通	信	工	事	業
03	大	工	工	事	業	13	ほ	装	工	事	業	23	造	遠		工	事	F	業
04	左	官	工	事	業	14	l	ゆん	せっ	工事	業	24	さ	<	井	-	I.	事	業
05	と	び・	土工	工 事	業	15	板	金	I.	事	業	25	建	具	Ĺ	工	事	1	業
06	石	工		事	業	16	ガ	ラフ	ζ -	L 事	業	26	水	道	施	設	工	事	業
07	屋	根	工	事	業	17	塗	装	I.	事	業	27	消	防	施	設	工	事	業
08	電	気	工	事	業	18	防	水	I.	事	業	28	清	掃	施	設	工	事	業
09	管	工		事	業	19	内	装 仕	上	工事	業								
10	タイ	'ル・れん	が・ブロ	コック工	事業	20	機	械 器 具	設	置工事	業								

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建 設業の種類に係るものについて別表(四)及び別表(五)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。